

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、22万円から18万円に引き下げられている。在職中の給与は22万円から25万円ぐらひはあったので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（26万円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（26万円）より低い標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料（1万6,106円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る平成18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算

定基礎届において、申立人の報酬月額が 18 万円とされていることから、事業主が 18 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月1日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年7月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、16年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月から同年12月までは30万円、17年1月は26万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、18年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までは34万円、同年9月から同年12月までは32万円、19年1月は30万円、同年2月から同年7月までは32万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から21年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年11月から20年8月までは36万円、同年9月から21年3月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から21年4月1日まで

私は平成9年4月から21年4月中旬までA社に勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、15年7月から21年3月までの標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低額であることが分かった。

平成15年7月から21年3月までの標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月1日から21年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年7月1日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19年11月1日から21年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成15年7月1日から19年11月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年7月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は32万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は32万円、16年1月は28万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月から同年12月までは30万円、17年1月は26万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、18年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、

同年6月から同年8月までは34万円、同年9月から同年12月までは32万円、19年1月は30万円、同年2月から同年7月までは32万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年11月1日から21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、24万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立事業所における標準報酬月額を平成19年11月から20年8月までは36万円、同年9月から21年3月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社に平成10年9月1日から19年10月31日まで勤務していたが、ねんきん定期便では、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年10月1日となっており、1か月相違しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答、申立事業所が発行した在職証明書、タイムカード（平成19年10月分）、賃金台帳、平成19年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、申立事業所は、「申立人の資格喪失の手続は、会社としては行っていなかったため分からない。」と回答しているが、社会保険事務所（当時）が保管している申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成 19 年 10 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年1月23日）及び資格取得日（昭和26年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月23日から26年6月1日まで

私は、昭和23年11月10日にA事業所に入社して、27年1月5日に退職するまで、正社員として継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、申立事業所において昭和23年11月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年1月23日に被保険者資格を喪失後、26年6月1日に申立事業所において再度被保険者資格を取得しており、25年1月から26年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶する同僚6人のうち5人は、申立人と同日の昭和23年11月10日に申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、残る1人（昭和26年4月4日資格取得）は、「申立人は、私が申立事業所に入社した時には既に勤務しており、自分と同じ仕事をしていた。」と供述していることを踏まえると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管する申立事業所の同僚と慰安旅行へ行った時に撮影したとする写真の裏面には、申立期間中である「昭和25年10月23日」の日付が記載されている上、当該写真には申立人が記憶する同僚5人とされる人物が写

っている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年1月から26年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年11月1日）及び資格取得日（昭和41年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和38年11月から40年2月までは1万2,000円、同年3月から41年4月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から41年5月1日まで  
私（四男）は、昭和35年4月19日から兄弟（長男、次男、三男、五男）と一緒に父親の会社であるA社に勤めていた。

兄（次男）は、申立期間中に独立してB社を設立したので、同社での船員保険の加入記録となっているが、他の兄弟は、いずれもA社の船員保険の加入記録があるのに、私だけが船員保険に未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A社において昭和36年8月7日に船員保険の資格を取得し、38年11月1日に資格を喪失後、41年5月1日に同社において再度資格を取得しており、38年11月から41年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が記憶する申立期間当時に乗った船名及び同僚名並びに複数の同僚の供述などを踏まえると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間及びその前後の期間において、A社で船員保険の加入記録のある同僚12人に照会したところ、回答のあった10人のうち、不明と回答した

1人を除く9人全員が自分の記憶する勤務期間については、A社又はB社において加入記録があると回答している上、申立人と同様にA社に勤務していた事業主の長男及び三男には船員保険の加入期間に欠落が無いことを踏まえると、申立人のみが申立期間において船員保険に未加入となっていることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後でA社における標準報酬月額がほぼ同程度の三男の標準報酬月額から、昭和38年11月から40年2月までは1万2,000円、同年3月から41年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年11月から41年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は14万4,000円、18年8月2日は14万5,000円、同年12月26日は12万7,000円、19年8月10日は13万6,000円、同年12月26日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は14万4,000円、18年8月2日は14万5,000円、同年12月26日は12万7,000円、19年8月10日は13万6,000円、同年12月26日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は14万3,000円、18年8月2日は14万4,000円、同年12月26日は12万6,000円、19年8月10日は13万5,000円、同年12月26日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気づき、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は14万3,000円、18年8月2日は14万4,000円、同年12月26日は12万6,000円、19年8月10日は13万5,000円、同年12月26日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は7万4,000円、18年8月2日は13万4,000円、同年12月26日は8万4,000円、19年8月10日は11万3,000円、同年12月26日は10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は7万4,000円、18年8月2日は13万4,000円、同年12月26日は8万4,000円、19年8月10日は11万3,000円、同年12月26日は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は4万8,000円、18年8月2日は4万8,000円、同年12月26日は4万7,000円、19年8月10日は8万6,000円、同年12月26日は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は4万8,000円、18年8月2日は4万8,000円、同年12月26日は4万7,000円、19年8月10日は8万6,000円、同年12月26日は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は13万8,000円、18年8月2日は13万8,000円、同年12月26日は11万9,000円、19年8月10日は12万8,000円、同年12月26日は11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は13万8,000円、18年8月2日は13万8,000円、同年12月26日は11万9,000円、19年8月10日は12万8,000円、同年12月26日は11万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は13万9,000円、18年8月2日は14万円、同年12月26日は12万3,000円、19年8月10日は13万2,000円、同年12月26日は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は13万9,000円、18年8月2日は14万円、同年12月26日は12万3,000円、19年8月10日は13万2,000円、同年12月26日は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は8万5,000円、18年8月2日は13万4,000円、同年12月26日は11万6,000円、19年8月10日は12万5,000円、同年12月26日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は8万5,000円、18年8月2日は13万4,000円、同年12月26日は11万6,000円、19年8月10日は12万5,000円、同年12月26日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は28万6,000円、18年8月2日は28万6,000円、同年12月26日は27万9,000円、19年8月10日は30万円、同年12月26日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は28万6,000円、18年8月2日は28万6,000円、同年12月26日は27万9,000円、19年8月10日は30万円、同年12月26日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月23日は22万3,000円、18年8月2日は22万4,000円、同年12月26日は19万6,000円、19年8月10日は21万1,000円、同年12月26日は18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月23日  
② 平成18年8月2日  
③ 平成18年12月26日  
④ 平成19年8月10日  
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年12月23日、18年8月2日、同年12月26日、19年8月10日及び同年12月26日の5回にわたり、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。申立事業所は、この誤りに気付き、22年9月27日付けで年金事務所に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年2回分から19年2回分までの賞与一覧表（個人別）により、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与一覧表（個人別）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から平成17年12月23日は22万3,000円、18年8月2日は22万4,000円、同年12月26日は19万6,000円、19年8月10日は21万1,000円、同年12月26日は18万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 1880

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年8月1日まで

私は、B社に入社し、昭和42年7月21日付けで同社から子会社であるA社に異動したが、その時の1か月間の厚生年金保険の記録が欠落しているの  
で、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社(A社の承継会社)から提出された人事記録カード及び申立人から提出された辞令により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和42年7月21日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和42年8月のオンライン記録により、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、当時の担当者の届出漏れだったことが考えられるとしていることから、事業主は、昭和42年8月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年3月までの期間及び53年4月から56年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から50年3月まで  
② 昭和53年4月から56年8月まで

申立期間①については、私が20歳になった時にはA市の短期大学に在学していたが、住民登録は実家のあるB市に残したままだったので、両親がB市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、C社を退職後、B市の実家の隣に転居したので、私が国民年金の加入手続を行い、近隣に居住していた義姉と実姉と一緒に自治会の集金人に保険料を納付し、二つ折りの紙に領収印をもらっていた。

申立期間①及び②について、国民年金の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月30日に国民年金に任意加入した際に払い出されており、申立人の国民年金被保険者台帳、及びB市ほかその後申立人が居住した一市二町における申立人に係る国民年金被保険者名簿のいずれにも申立人の資格取得日は51年11月30日とされており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、昭和48年4月から50年3月までA市の短期大学に在学しているが、戸籍の附票により、49年2月1日から50年3月25日まで、A市D区に住民票を移していることが確認できることから、申立期間①にお

いて、実家のあるB市で国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①における国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与していない上、申立人の両親は、既に死亡しているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況等について具体的な供述は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和52年2月1日にC社において厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格を喪失し、同社を昭和53年3月17日に退職後、51年11月30日に国民年金に加入した際の国民年金手帳記号番号と同一の記号番号で、56年9月6日にB市において国民年金に任意加入していることが、申立人の国民年金被保険者台帳、及びB市ほか一市二町の申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認でき、その記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、戸籍の附票により、昭和53年3月22日にB市E町から同市F町の実家の隣に転居し、その後55年7月1日に同町内に転居していることが確認できるが、申立期間②並びに51年11月及び56年9月の国民年金の資格取得時の住所は同一市内であり、姓に変更は無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②に係る保険料を近隣の義姉及び実姉と一緒に自治会の集金人に納付していたとしているが、義姉は昭和53年2月から56年3月まで、実姉は54年9月から56年9月までそれぞれ県外に転居していることが、それぞれの国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立人と義姉及び実姉が同時に同町内に居住していたのは、申立人が資格取得した59年9月6日と同時期の同年9月29日以降であることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が集金人に納付していたとする実家のあるB市F町の現在の自治会長は、「当時の自治会で担当していた者は、既に亡くなっている者も多く、当時の資料も残っていない。」としており、具体的な供述は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 9 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に歯科衛生士専門学校を卒業する際、学校から渡された資料の中に、卒業後は国民年金に加入しようという旨が記載された書類があったので、歯科衛生士になるための様々な手続を行った際に国民年金についても加入手続を行ったと思う。

昭和 63 年 4 月に就職した医院は厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、院長に頼んで適用事業所になってもらい、平成元年 10 月に厚生年金保険に加入したが、これは国民年金より厚生年金保険が有利な年金であったことから院長に依頼したものであり、それまでは国民年金に加入していたことが前提にあったと思っている。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、平成 4 年 3 月又は同年 4 月に払い出されたものと推定され、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者になった日は「平成 4 年 3 月 24 日」と記載されている上、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間は国民年金の被保険者期間ではなかった期間とされていることから、制度上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の記録は無く、申立人は「申立期間に年金手帳の交付を受けていない。」と供述していることなどから、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付場所や納付方法等に関する記憶は曖昧であり、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月から3年3月まで

私が専門学校の学生だった平成2年4月頃、母が、A市B区役所C出張所で、遡って20歳到達時の平成元年\*月を資格取得日とした私の国民年金の加入手続きを行い、その一週間後に平成2年度の国民年金保険料の納付書が送付されて来たので、母が、父と母の保険料と一緒に私の保険料を毎月納付してくれた。

平成3年4月に任意加入被保険者とされていた学生が強制加入被保険者になったが、その頃に私の年金手帳が送付され、時期は不明であるが、平成3年度の保険料の納付書と元年10月から2年3月までの保険料の納付書が送付されて来たので、母が、父と母の保険料と一緒に私の保険料を銀行の窓口で納付してくれた。

申立期間の国民年金の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の記号番号の前後に記号番号が払い出されている資格取得者の資格取得日の状況から平成3年7月頃に払い出されたものと推測され、申立人の母はこの時期に加入手続きを行ったものとみられるところ、申立人が所持する年金手帳、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は3年4月1日に資格取得していることが確認できることから、当該加入手続き時点において、学生が強制加入被保険者となった同日に遡って資格を取得したものと推認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の母は、平成2年4月頃に申立人の加入手続きを行い、その1年

後の3年4月頃に年金手帳が送付されてきたとしているが、その申立てのとおりであれば、2年4月頃に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、3年4月1日の資格取得時にも再度同じ記号番号又は別の記号番号が払い出されたこととなるが、申立期間及び3年4月1日の資格取得時に、申立人の住所地及び姓に変更は無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号又は同じ記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人については、昭和63年4月1日から平成4年3月31日まで専門学校に在籍していたことが確認できるところ、このうち平成3年3月までは、学生は任意加入被保険者であったことから、2年4月に加入を行ったのであれば、制度上、元年\*月に遡って資格取得することはできない。

加えて、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1082 (事案 164 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 4 月まで

昭和 36 年に私と元夫の年金手帳が市役所から送付されてきたので、市役所で国民年金保険料を納付してきたとする申立てをしたが、その後、市役所から年金手帳及び 1 年分の納付書が送付されてきたので、将来のことを考え、ほぼ毎月銀行で納付し、納付書の綴りに領収印を押してもらったことを思い出した。その後も毎年、納付書が送られてきたので、同様に銀行で納付し、領収印が押印してある納付書の綴りを保管していたが、現在は所持していない。

また、私の元夫が平成 13 年頃に社会保険事務所(当時)で年金の受給手続を行った際に窓口担当者から、元夫については昭和 36 年以降の国民年金保険料を納付していないが、私の保険料は納付済みであるという話があった旨を私の息子が元夫から聞いたとしているので、私は申立期間当時の保険料を納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法であった印紙検認方式による国民年金手帳の更新に関する記憶が無い上、申立人の元夫の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に伴う国民年金の被保険者種別(強制及び任意)の変更手続を行った記憶が無いこと、ii) 申立期間は未加入期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、一緒に年金手帳が送付されてきたとする申立人の元夫も、申立期間当時国民年金に加入していた形跡が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料の納付方法及び納付場所について、市役所から納付書が送付されてきたので、ほぼ毎月銀行で納付したとし、当初の申立てである市役所に年金手帳を持参し納付していたとする供述を変更しているものの、申立人からは、申立期間において保険料を納付したことを示す新たな資料等の提出は無い上、申立期間当時の保険料は印紙検認による納付方式であったことから、保険料を納付書により銀行で納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立人の元夫が平成 13 年頃に社会保険事務所で年金の受給手続きを行った際に、申立人の申立期間を含む昭和 36 年以降の国民年金保険料は納付済みであるという話が社会保険事務所の窓口担当者からあった旨を申立人の息子が元夫から聞いたと供述しているが、オンライン記録では申立人に係る当該納付記録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から48年4月まで

私は、昭和42年にA地から帰郷し自営業をしていたところ、B市役所から国民年金の加入案内書が数回送られてきたので加入した。私の居住するC地区には組合があり、月ごとの担当者が保険料等を集めてD金融機関に納めていた記憶があるのに、申立期間が未加入期間となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年6月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該時点では申立期間のうち46年3月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、被保険者資格取得日は昭和48年5月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、B市が保管する「国年資格得喪納付記録」においても、48年4月以前の納付記録は記載されておらず、この記録はオンライン記録とも一致しており、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時居住していたC地区には組合があり、月ごとの担当者が各家庭からのあらゆる課金を集めてD金融機関に納付していたので加入していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入時期、国民年金手帳の交付、保険料の納付方法及び保険料額についての記憶が曖昧である上、B市では、国民年金保険料の納付組織に関する資料は廃棄済みであるため、当該地区において国民年金保険料の集金が行われていたことを確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月から同年8月まで

申立期間の直前に雇用されていた会社では、期間雇用のため雇用と解雇の繰り返しであったので、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際は、A市B出張所において国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。

申立期間についても同様に手続きを行っており、所持する年金手帳にある「国民年金の記録」の「被保険者となった日」欄に申立期間に係る日付が記載されている。

申立期間の国民年金保険料は、毎月又は2か月分程度を、外出した際に金融機関等で、納付書により現金で納付していたと思うが、申立期間当時に納付した保険料額は覚えておらず、領収書も残っていない。

申立期間が未加入であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付できない上、この記録はオンライン記録とも一致しており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、社会保険事務所（当時）は、平成10年7月から同年8月にかけて申立人に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴う加入勧奨を行っており、申立人を含む国民年金未加入者一覧表が12年2月21日に作成されていることが確認できることから、申立人は、この時点まで国民年金の加入手続きを行っていないと推測でき、同事務所から納付書は送付されていなかったと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額及び納付時期について、「覚えてい

ない。」としており、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの期間、62 年 12 月から 63 年 9 月までの期間、平成元年 1 月から同年 11 月までの期間及び 2 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで  
② 昭和 62 年 12 月から 63 年 9 月まで  
③ 平成元年 1 月から同年 11 月まで  
④ 平成 2 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、私の夫と義父は自営業を営んでおり、昭和 61 年 4 月からは、義父が夫の毎月の給与から夫婦二人分の国民年金保険料を天引きし、納付してくれていたはずである。

私たち夫婦の保険料は、義父が全て納付していたため、当時の保険料額や納付場所等は分からないが、夫婦一緒に納付してくれていたはずなので、夫は納付済みで、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の資格取得日に係る処理日から、平成元年 11 月から同年 12 月頃に払い出され、申立人は、この時期に 20 歳到達日である昭和 55 年 \* 月 \* 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該手帳記号番号の払出時点で、申立期間①の保険料は、時効により納付することはできない。
- 2 申立期間②について、申立人の夫の保険料は、オンライン記録により、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料が 64 年 1 月 5 日に、63 年 7 月から同年 9 月までの保険料が 64 年 1 月 4 日に納付されていることが確認でき、いずれも前記手帳記号番号の払出時期より前に納付されており、申立人の義

父が、当該期間の保険料を申立人の夫の毎月の給与から天引きし、夫婦二人分の保険料を納付していたとする主張と相違する。

また、オンライン記録により、申立期間②直後の昭和63年10月から同年12月までの保険料が平成3年1月31日に納付されていることが確認できることから、当該時点で申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかったものと推測される。

- 3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人の夫の保険料は、平成元年4月から同年6月までの保険料が同年12月26日に、同年7月から同年9月までの保険料が2年1月4日に、いずれも現年度納付されていることが確認でき、前記手帳記号番号の払出時期からみて、当該時点において、申立人の夫と同日に申立人の保険料を納付することは可能であるものの、申立人の納付記録のみ続けて漏れるとは考え難い上、申立期間③のうち、平成元年10月及び同年11月の保険料は、申立人の夫も未納とされている。

また、オンライン記録により、申立期間③直後の平成元年12月の保険料が4年1月31日に過年度納付されていることが確認でき、当該時点で、申立期間③の保険料は、時効により納付することができなかったものと推測される。

- 4 申立期間④について、当該期間の保険料は、申立人の夫も未納とされている。
- 5 このほか、申立人は、申立期間の保険料の納付には直接関与しておらず、申立人とその夫の保険料を納付していたとする義父は、申立期間当時の記憶が定かでなく、ほかに申立人が申立期間において、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの期間、同年7月から51年9月までの期間、52年1月から53年3月までの期間、54年1月から同年3月までの期間、55年4月から56年3月までの期間及び59年10月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から49年3月まで  
② 昭和49年7月から51年9月まで  
③ 昭和52年1月から53年3月まで  
④ 昭和54年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和55年4月から56年3月まで  
⑥ 昭和59年10月から62年1月まで

私の養母が、私の国民年金の加入手続及び昭和47年7月から62年1月までの保険料の納付をしてくれた。

しかし、申立期間が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の養母と連番となっており、当該養母が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったことは推認できるものの、申立人の手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年4月頃に払い出されたものと推認でき、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の国民年金被保険者の資格取得日も、同年4月19日となっていることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付等について一切関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の養母は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等についての詳細は不明である。

さらに、申立人は、申立期間①当時から現在までA市B区に居住しており、

申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①は未加入、申立期間②から⑥までは未納と記録され、これらの記録はオンライン記録と一致しているほか、当該名簿の備考欄には、平成元年から8年にかけて申立人又はその妻に対し、納付督促に係る同市の電話連絡及び同市の嘱託員の訪問結果の記録があり、7年2月14日に申立人に対して行った電話連絡では、「時効内の平成5年1月分から68歳\*か月まで納めれば受給資格がつくことを説明」と記載されている。これは、申立人が平成5年1月から68歳\*か月になるまでの保険料（231か月分）を納付すれば、申立人の保険料納付済月数は、同日時点での保険料納付済月数69か月と合わせて300か月となり、国民年金（老齢基礎年金）の受給資格を取得できる旨の説明を行ったと推認できることから、同日時点において、現時点のオンライン記録と同様に保険料の納付済月数は69か月であり、申立期間の保険料は納付されていなかったことがうかがえる。

その上、申立人と昭和51年9月に結婚した妻は、「昭和62年頃に現在の住所に移るまでは、申立人の養母が私達夫婦の保険料の支払いを管理していたので、私達は全く保険料の納付状況を知らない。ただし、納付時期は覚えていないが、現在の住所に移るまでに、何度か私が私達夫婦の保険料を納付した記憶がある。」としているところ、申立人及びその妻の結婚後の納付記録を見ると、申立期間③と④の間の期間、申立期間④と⑤の間の期間及び申立期間⑤と⑥の間の期間は夫婦共に納付済みとなっていることが確認でき、申立人の妻は、「納付した時期の記憶は定かではない。」としていることを踏まえると、申立人の妻の保険料の納付の記憶は、当該期間のうちのいずれかのものと考えても不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの期間、55年4月から56年3月までの期間、59年10月から60年6月までの期間及び61年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで  
③ 昭和59年10月から60年6月まで  
④ 昭和61年1月から同年9月まで

私は、昭和51年1月頃に国民年金の加入手続を行い、その後62年1月頃まで、私の夫の養母が、私と夫の国民年金保険料の納付をしてくれたはずである。

しかし、申立期間が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月頃、結婚のためA市に転居してから、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から52年2月頃に同市で払い出されたことが推認でき、当該番号は、申立人の結婚（昭和51年9月）後の氏名で払い出されていることから、時期は相違するものの、申立人は結婚後に加入手続を行ったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料の納付について、「昭和62年頃に現在の住所に移るまでは、夫の養母が私達夫婦の保険料の支払いを管理していたので、私達は全く保険料の納付状況を知らない。ただし、納付時期は覚えていないが、現在の住所に移るまでに、何度か私が私達夫婦の保険料を納付した記憶がある。」としているところ、申立人の夫の養母は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等についての詳細は不明である上、申立人及びその夫の結婚後の納付記録を見ると、昭和53年4月から同年12月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び56年4月から59年9

月までの期間は夫婦共に納付済みとなっていることが確認でき、申立人は、「納付した時期の記憶は定かではない。」としていることを踏まえると、申立人の保険料の納付の記憶は、当該期間のうちのいずれかのものと考えても不自然ではない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①から④までは未納と記録され、オンライン記録と一致しているほか、当該名簿の備考欄には、平成元年から8年にかけて申立人又はその夫に対し、納付督促に係る同市の電話連絡及び同市嘱託員の訪問結果の記録があり、7年2月14日に行った電話連絡では、「過去の厚年を聞いたところ、独身のとき勤めていたとのことで社保で調べたら153月あった。受給資格がつくので納めていくように伝えた。」と記載されている。これは、申立人が厚生年金保険の加入期間（153か月）を有していたことから老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下「老齢年金」という。）の受給資格を得るため、保険料を納付するように伝えたことを意味すると推認できるところ、仮に申立期間①から④まで（54か月）が保険料納付済みであれば、申立人の保険料の納付済期間は172か月であり、7年2月14日時点で厚生年金保険の加入期間と合わせ325か月で老齢年金の受給資格（300か月）を満たすこととなり、同市が受給資格を満たすために納付督促を行うことはないことから、同日時点で、申立期間①から④までのうち少なくとも26か月以上の未納期間があったことがうかがえる。

さらに、申立人が夫の養母が納付したことを証するものとして提出した当該養母のメモを見ると、昭和63年4月に、「私が月給、年金、保●（判読不明）支払で」と記載されているが、この記載内容をもって夫の養母が申立人の申立期間①から④までの保険料を納付したとはうかがえない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和52年2月頃から現在までA市に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1859(事案 211 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 16 日から 36 年 2 月 13 日まで  
私は、昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、34 年 2 月頃に会社で事故を起こして退職させられた。この間、半年ぐらい B 社に勉強のため修行に行っていた。退職の際、社長から「1 年だけ雇ったことにしよう。」と言われ、当時は若かったので何も考えず了承したが、厚生年金保険の被保険者資格を遡って昭和 33 年 1 月 16 日付けで喪失したことにはしたのではないかと思う。  
今回、別の同僚の名前を思い出したので、再度調査してほしい。また、申立期間に係る所得税及び当該事業所の当時の帳簿も調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和 32 年 4 月 1 日資格取得、33 年 1 月 16 日資格喪失と記録され、同年 1 月 18 日に健康保険証を返納したことを示す記載がある上、当該事業所から提出された当時の厚生年金保険資格喪失届によると、申立人及び他の一人について、33 年 1 月 16 日に資格喪失した旨の届出が同月 17 日付けで社会保険事務所（当時）に提出され、社会保険事務所では、同年 2 月 1 日に資格喪失の確認決定を行っていることが確認でき、いずれの記録にも不自然な点は見られず、申立人が主張する「遡って資格喪失をした」形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が半年間修行に行っていたとする B 社と申立ての事業所は取引関係にあったことは確認できたが、両社の事業主とも既に死亡していることから、当時の雇用関係、給与支払等について事実関係を確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立ての事業所での後任の同僚及び隣接

する別会社に勤務していた知人二人の名前を挙げているが、このうち、後任の同僚に聴取したところ、「申立人を職場の先輩として記憶しているが、自分が入社した昭和 33 年 4 月時点で、申立人は既に退職していた。申立人については、申立人が退職後、職場に出入りしていた時に知った。」と供述しており、申立人が記憶する隣接の会社に勤務していたとする知人については、オンライン記録により確認したところ、同姓の者が二人確認できたが、一人は既に死亡しており、他の一人からは回答が得られず、申立ての事実を裏付ける供述は得られない。

また、A社では、「申立期間当時の人事記録、帳簿類は残っていないが、申立人が勤務した期間は、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 15 日までである。」としており、申立人の記憶する後任の同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認しても、申立人に係る届出と同様、不自然な点は見受けられない。

なお、申立期間に係る申立人の所得税については、税務署及び区役所では、保存期限経過のため当時の資料は保存しておらず、不明であるとしている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、学校を卒業後しばらく家の手伝いをしていたが、昭和 26 年 1 月頃にA社に入社した。

同社には、機械部と鋳造部があり、従業員は 10 人ぐらいで、自分は機械部にいたが、給料が 2、3 か月支払われないことがあったので、労働基準監督署に相談に行こうと考えたこともあった。

当時の工場長や同僚の名前を覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所をA社としているが、同社名の商業登記簿は見当たらず、また、厚生年金保険の適用事業所としても見当たらないことから、類似名称の事業所について調査した結果、申立人が記憶する事業所の所在地が「B社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された所在地と一致し、申立人が記憶する工場長及び同僚の名前が同名簿により確認できることから、申立ての事業所はB社であることが推認できる。

しかしながら、申立期間にB社で厚生年金保険の加入記録がある被保険者のうち連絡先の確認できた6人に照会したところ、4人から回答が得られ、申立人の記憶する業務内容等と一致する供述は得られたものの、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の勤務実態等について具体的な供述は得られない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間前の昭和 25 年 9 月 13 日から 26 年 7 月 4 日までの間に、新たに厚生年金

保険の被保険者資格を取得した者はおらず、申立人及び聴取できた同僚は、申立ての事業所で給与の支払いが遅れた時期があると供述していることから、申立期間当時においては、新たな従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性もうかがえる。

加えて、B社は、昭和27年6月11日に適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡している上、申立人が記憶する工場長や同僚も死亡及び病気療養中のため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 22 日から 39 年 6 月 5 日まで  
ねんきん特別便を見て、同じ事務所で働いていた主人には厚生年金保険の加入記録があるのに自分には記録が無い上、全く身に覚えの無い脱退手当金が支給されたことになっているのを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、受給した記録があることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを表す「A県・脱・B」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、「支給済・43.12.20・会計」と押印されている上、申立人がC市へ転居後の住所が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から24年頃まで

私は、A社（現在は、B社）C事務所に勤務し、毎日、朝から夕方まで働いていた。

職場の男性3人は現場で働いており、私ともう1人の女性の2人は事務の仕事をしていた。ほかに炊事を担当する女性もいた。

当時支払われていた給料の額は覚えていないが、男性に「男性とあまり変わらないくらいもらっているのだね。」と言われたことがある。

しかし、申立期間が未加入となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容、元同僚の供述及び申立人が名前を挙げた元同僚のA社における厚生年金保険の加入記録等から、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえ、また、同社C事務所は、同社D事務所の管轄下にあった事務所であると推認される。

しかしながら、B社は、「申立人の在籍を確認できなかった。」と回答している上、元同僚への文書照会に対し回答のあった3人全員が、「申立人を知らない。」としており、ほかに申立人の勤務の実態を確認できる資料等も見当たらないことから、申立人のA社D事務所に係る勤務期間を特定できない。

また、A社D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前及び申立人が一緒に働いていた元同僚として名前を挙げた6人のうち2人の名前が見当たらないことから、同事務所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ても、A社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人は、自身の給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す資料等を所持していないほか、A社C事務所に勤務した際、厚生年金保険被保険者証及び健康保険証をもらったかどうか分からないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月から 35 年春頃まで  
② 昭和 37 年 7 月から 38 年 6 月まで

私は、いずれも会社名は覚えていないが、申立期間①においては、A 県 B 町（現在は、C 市）のバス停の側<sup>そば</sup>にあった D 工場<sup>で</sup>勤務し、申立期間②においては、同町にあった E 工場<sup>で</sup>勤務しており、それぞれ給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D 工場は、従業員数が全部で 20 人ぐらいで、製造業であった。」と主張していることから、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たす事業所であったと推認される。

しかしながら、申立人は申立事業所の名称を記憶しておらず、このため、C 市、C 市商工会、A 県 F 団体、法務局及び地元住民等（申立人が主張する申立事業所の所在地の居住者等計 8 人）に照会したが、申立事業所を特定することはできない。

また、申立人の戸籍上の生年月日及び申立人が申立事業所へ申告したとする生年月日により、A 県内の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票をオンライン記録で確認したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「E 工場は、従業員数が全部で 10 数人で、製造業であった。」と主張していることから、申立事業所は厚生年金

保険の適用事業所の要件を満たす事業所であったと推認される。

しかしながら、申立人は申立事業所の名称を記憶しておらず、このため、C市等（照会先は前記と同じ。）に照会したが、申立事業所を特定することはできない。

また、その調査の中で、申立事業所に勤務していた者が一人判明したが、同人は申立事業所の名称を記憶していない上、昭和36年以降申立期間②を通じて国民年金に加入しており、厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所として届出が行われていない事業所であったことがうかがわれる。

さらに、申立人の戸籍上の生年月日及び申立人が申立事業所へ申告したとする生年月日で、A県内の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票をオンライン記録で確認したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見当たらない。

- 3 申立人は、同僚について記憶が無いことから、申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない上、申立てに係る2事業所に勤務していた時期の記憶も曖昧である。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月1日から43年6月1日まで  
② 昭和45年10月1日から46年6月1日まで

私は、昭和38年5月16日から50年9月20日までA社に勤務していた。同社に勤務していた間は、給料が減額されたことがないにもかかわらず、申立期間において標準報酬月額が下がっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②に係る標準報酬月額の違いについて申し立てているが、申立期間①及び②前後に、申立事業所において標準報酬月額が低くなっている同僚7人に照会した結果、標準報酬月額と給与総支給額との相違について回答があったのは2人で、このうち1人は「見合う額となっていない。」とし、他の1人は「分からない。」としている。

しかしながら、標準報酬月額と給与総支給額との相違について「見合う額となっていない。」と回答した上記同僚は、申立期間当時の給与及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認できる資料を所持しておらず、当該回答をした根拠に係る回答は無かった。

また、申立人は、「自分は、申立事業所において一人で経理等の事務を行っていたが、自分及び従業員の給与が下げられたことは一度もない。」と主張しているところ、申立事業所において、申立期間①及び②に在籍していた31人の被保険者（申立人を含む。）の標準報酬月額をみると、申立人と同じように1等級以上下がっている者が14人認められたが、これらの者も長期的に見れば、標準報酬月額は継続して増加しており、申立事業所が申立人の標準報酬月額を意図的に低く届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立てに係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資

料を所持していない上、申立事業所は既に閉鎖されており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から23年5月1日まで  
② 昭和23年5月1日から24年6月26日まで  
③ 昭和24年9月1日から25年5月10日まで  
④ 昭和25年5月10日から27年8月31日まで  
⑤ 昭和35年3月1日から39年3月1日まで

私が、申立期間①から③までにおいて勤務したA社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は、この3社に係る脱退手当金を受給した覚えは無く、納得できない。

また、私が、申立期間④及び⑤において勤務したD社及びE社については脱退手当金を6,000円受け取った記憶があるが、今回の申立てと一緒に調べてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間⑤において勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を社会保険庁（当時）が当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているほか、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和39年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間④及び⑤に係る事業所についてのみ脱退手当金を6,000円受け取ったと主張しているところ、脱退手当金を受給する場合は、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものである上、申立人に係るオンライン記録の脱退手当金支給額（8,633円）

は、申立人の主張する額とは異なるものの申立人が申立期間①から⑤までに勤務した5社の被保険者期間を対象とした法定支給額と一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号は、当該5社について四つ払い出されているところ、申立人に係る被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を見ると、脱退手当金支給前の昭和39年11月2日に一つの記号番号に統合されていることが確認でき、脱退手当金の請求に伴い記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1881 (事案 952 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月5日から36年12月1日まで

私は、昭和33年10月頃、A社の社長等から入社の話があり、当時勤めていた会社を年内一杯で退社し、34年1月からA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は36年12月からの加入となっている。

今回、新たな資料として同僚の証明書を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、申立事業所に勤務するに至った経緯等について、具体的に記憶していることなどから、申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立事業所の当時の事業主は死亡しており、照会に回答のあった同僚は、申立人の在籍期間について明確な記憶が無く、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られない上、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除等については不明であること、ii) 申立人は当時の従業員数は50人(船員保険の対象者を含む。)程度としてしているところ、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和35年1月時点の申立事業所の厚生年金保険被保険者が27人(欠番等を含めた最大人数)及び船員保険の被保険者が5人の計32人であり、かつ、自身の勤務期間を記憶している同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、一人が申立事業所の厚生年金保険適用以前から勤務しながら厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和23年9月1日)の6か月後、一人が自身の記憶する入社日の2か月後となっていることから、申立事業所では、厚生年金保険の加入について従業員により取扱いが異なっていたことがうかがわれること、iii) 申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者期間は、36年10月16日から40年4月30日までとなっており、

申立期間の大半は被保険者となっていないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、昭和 34 年 1 月頃から 40 年頃まで申立人が申立事業所に勤めていたことを証明する同僚二人の書面を提出しているが、当該同僚からは、申立期間において申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立事業所は、昭和 34 年 7 月 6 日に船員保険の適用事業所となっていることから、同事業所の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間について、健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない上、申立人は、「申立事業所が船員保険の適用事業所になる頃、船員組合に加入する乗組員が多数生じたため、事業主から加入しないよう働きかけを頼まれたことがあった。自分は、事業主との話し合いで船員保険には加入しなかった。」としており、申立人が船員保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。